

[事案 2022-306] がん診断給付金支払請求

・令和5年9月19日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-25] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款に定めるがん該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本態性血小板血症と診断確定されたことから、令和3年4月に契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、約款に定めるがん該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

(1)自分の主治医は、平成19年WHO基準にもとづき、血小板数が45万/ μ L以上であること、骨髄検査の結果でもET（本態性血小板血症）を否定することは困難と判断されていることから、本態性血小板血症と診断確定した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)提出された診断書上、がん治療の所見において「令和3年10月の骨髄検査にてETの可能性あり」との断定的ではない記載があり、令和3年10月以降の新たな検査結果もない。

(2)申立人は複数の医療機関を受診し検査を受けているものの、どの医療機関においても、血小板増加（多）症の診断を受けたにすぎず、本態性血小板血症の診断確定を得ていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の病状等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん診断給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。